

千葉市遊泳用プール検査指導要領

第1 目的

この要領は、環境衛生監視員（以下「監視員」という。）が、千葉市遊泳用プール指導要綱（昭和63年8月26日施行。以下「指導要綱」という。）に基づき、遊泳用プール（以下「プール」という。）の検査を行う場合の検査方法、検査事項等を定め、もって検査業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2 検査回数

検査は、原則として、毎年度1回以上、実施するものとする。

第3 検査方法

- (1) 検査は、原則として、プールの開場時間内に実施するものとする。
- (2) 検査は、遊泳用プール検査項目（別記1）により実施するものとし、遊泳用プール判定基準（別記2）に基づき判定するものとする。

第4 検査結果の処理

検査の結果は、次により処理するものとする。

- (1) 第3－(2)に基づき判定した結果、指導要綱を遵守していない場合は、プールの設置者又は管理責任者に対し、次の改善を指導するものとする。
 - ア 軽微な場合

　　口頭による改善の指導

　　イ 公衆衛生上支障が生ずるおそれがある場合

　　　プール検査指導票（様式1）の交付による改善勧告

- (2) 前項のイにより改善勧告をした場合は、設置者から改善報告を受理後、再検査を実施し、改善状況の確認を行うものとする。
- (3) 検査の結果及び改善指導状況等は、環境衛生施設指導システムに入力するものとする。

第5 プール検査指導票の保存

プール検査指導票（甲）は、交付した日から3年間保存するものとする。

第6 留意事項

監視員は、検査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 品位を保持し、信頼を得るよう努めること。
- (2) 第3に定める事項のみでなく、プールの状況により措置することが望ましい事項についても、可能な限り充分な指導をすること。
- (3) 営業行為に不当に制限を加え、若しくは支障をきたすことのないよう配慮すること。
- (4) 検査する職員は、その身分を示す立入検査等をする職員の携帯する身分を

示す証明書を携帯すること。

附 則

この要領は、平成元年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月18日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。